

亀山市告示第63号

亀山市耕作放棄地解消事業補助金交付要綱の一部を改正する告示を次のように定める。

令和8年3月31日

亀山市長 櫻井 義之

亀山市耕作放棄地解消事業補助金交付要綱の一部を改正する告示

亀山市耕作放棄地解消事業補助金交付要綱（平成24年亀山市告示第78号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前欄に掲げる規定の下線を付した部分（以下「改正部分」という。）及び同表の改正後欄に掲げる規定の下線を付した部分（以下「改正後部分」という。）については、次のとおりとする。

- (1) 改正部分及びこれに対応する改正後部分が存在するときは、当該改正部分を当該改正後部分に改める。
- (2) 改正部分に対応する改正後部分が存在しないときは、当該改正部分を削る。
- (3) 改正後部分に対応する改正部分が存在しないときは、当該改正後部分を加える。

改正後	改正前
(補助金の交付対象者等) 第5条 補助金の交付対象者は、農業経営基盤強化促進法（昭和55年法律第65号）第4条第3項第1号に規定する利用権を設定し、又は農地法（昭和27年法律第229号）第3条第1項の許可を受け、かつ、当該利用権の設定又は <u>当該許可に係る耕作放棄地を再度耕作可能な状態にした者</u> とする。	(補助金の交付対象者等) 第5条 補助金の交付対象者は、 <u>6年以上の期間で</u> 農業経営基盤強化促進法（昭和55年法律第65号）第4条第3項第1号に規定する利用権を設定し、又は農地法（昭和27年法律第229号）第3条第1項の許可を受け、かつ、当該利用権の設定又は許可に係る耕作放棄地を再度耕作可能な状態にした <u>もの</u> とする。

<p>2 [略]</p> <p>(補助金の額等)</p> <p>第6条 補助金の額は、事業に要した費用の2分の1に相当する額(その額に1,000円未満の端数があるときは、これを切り捨てる。)とする。ただし、事業において耕作可能な状態にした耕作放棄地の面積10アール(1アール未満は切り捨てる。)当たり<u>5万円</u>を限度とする。</p> <p>2 [略]</p> <p>附 則</p> <p>(失効)</p> <p>2 この告示は、<u>令和12年3月31日</u>限り、その効力を失う。</p>	<p>2 [略]</p> <p>(補助金の額等)</p> <p>第6条 補助金の額は、事業に要した費用の2分の1に相当する額(その額に1,000円未満の端数があるときは、これを切り捨てる。)とする。ただし、事業において耕作可能な状態にした耕作放棄地の面積10アール(1アール未満は切り捨てる。)当たり<u>10万円</u>を限度とする。</p> <p>2 [略]</p> <p>附 則</p> <p>(失効)</p> <p>2 この告示は、<u>令和8年3月31日</u>限り、その効力を失う。</p>
<p>備考 表中の [] の記載は注記である。</p>	

附 則

この告示は、令和8年4月1日から施行する。ただし、附則第2項の改正規定は、公表の日から施行する。